

2023年2月17日

カバー株式会社

代表取締役社長 谷郷 元昭

問合せ先： 経営企画室 03-6280-4036

証券コード:5253

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「つくろう。世界が愛するカルチャーを。」をミッションとして定めており、当該ミッションの実践を通じて、企業価値を増大していくことが、企業経営における基本であると認識しております。継続的に企業価値を増大するために、コーポレート・ガバナンス体制の構築・改善は必要不可欠なものであり、社外取締役や社外監査役による牽制、三様監査による効率的かつ効果的な監査の徹底等を通じて、経営の監視・監督機能を強化しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
谷郷元昭	228,000	38.2%
AT-II 投資事業有限責任組合	103,385	17.3%
バレー株式会社	33,000	5.5%
福田一行	30,000	5.0%
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合	21,299	3.6%
i-nest 1号投資事業有限責任組合	20,320	3.4%
HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND 投資事業有限責任組合	20,320	3.4%
千葉道場2号投資事業有限責任組合	16,250	2.7%

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

OLM 1号投資事業有限責任組合	15,359	2.6%
伊藤将雄	15,160	2.5%

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	なし
------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名以内
定款上の取締役の任期	1年以内
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
須田 仁之	他の会社の出身者												
和田 洋一	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須田 仁之			<p>須田仁之氏は、設立当初より当社の社外取締役として経営に携わっており、当社に対する理解が深く、また多様な会社の取締役・監査役を歴任していることから、その知識経験に基づき、適切な助言を行っていただけると判断したことから社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は株式会社東京証券取引所の独立役員としての独立性に関する判断基準では独立役員に該当するものの、当社設立当初から経営に携わっており、また、2016年10</p>

			<p>月から現在に至るまで当社株主でもある点を鑑み、独立性を厳格に判断しまして独立役員には指定しておりません。</p> <p>同氏を独立役員に指定しておりませんが、今後も中立で客観的な立場に基づく経営監視が期待できるものと考えております。</p>
和田 洋一	○	—	<p>和田洋一氏は、当社が展開予定のゲーム事業に関する知見が深く、今後の事業の拡大に際しての経営やリスク管理、ノウハウについても豊富な経験、知識を有しており、当社の取締役会に対して有益な助言をいただくとともに、客観的な立場から経営を監督していただけると判断したことから選任したものになります。</p> <p>また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
7	0	2	2	0	3	社内取締役

補足説明

<p>取締役の報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。</p>

報酬委員会は、当社取締役または監査役の中から構成される委員 3 名以上で構成するものとし、社外取締役または社外監査役を 1 名以上含むものとしております。また、報酬委員会の委員の選定及び解職、並びに委員長を選定は、取締役会の決議によっております。

報酬委員会では、取締役の報酬体系その他取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申または意見陳述する権限を有しております。公平性を追求するために、「その他」には監査役 3 名が参加しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査による三様監査を基本としております。監査役監査においては株主及び債権者の利益保護を、内部監査においては当社の継続的發展と企業価値の向上を、会計監査においては投資家保護をそれぞれ主目的として、監査手続を実施し、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の整備並びに運用状況及びその有効性の検証、評価を三様監査が相互に連携して推進しております。内部監査担当者と監査役は内部監査報告書等の共有等を通じて四半期に一度以上、コミュニケーションを図っております。また、会計監査人からは、監査手続の概要や監査結果等について定期的（必要な場合は随時）に報告・説明を受けております。今後も三様監査の実効性を高め、全体として効果的・効率的な監査を実現するため、各監査間での監査計画及び監査結果の報告、意見交換等緊密な相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮島 功	常勤監査役													
小倉 親子	公認会計士													
新井 健一郎	弁護士									○				

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
宮島 功		—	宮島功氏は、過去に所属していた企業で管理責任者として上場を果たした経験があり、広くコーポレート・ガバナンスに関する知見を有していることから、当社の業務監査において適格に課題を発見して頂けると判断し、社外監査役に選任しております。 同氏は株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準では独立役員に該当するものの、当社が発行する時価発行新株予約権信託において、同氏が付与対象者に含まれている点を鑑み、独立性を厳格に判断しまして独立役員には指定しておりません。 同氏を独立役員に指定しておりませんが、今後も中立で客観的な立場に基づく監査が期待できるものと考えております。
小倉 親子	○	—	公認会計士資格を保有し、また、上場企業の会計担当執行役員を現任しており、会計監査に関する知見が深い事に

			<p>加えて、他社での社外役員経験も有しているため。</p> <p>また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>
新井 健一郎	○	<p>新井健一郎氏が代表社員を務める TH 弁護士法人との間に、内部通報業務等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の営業費用の0.1%未満と僅少であり、また、内部通報窓口業務は新井氏以外の社員が対応していることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。</p>	<p>弁護士資格を有しており多数の企業法務相談の対応をしているほか、社外監査役としての経験も有していることから、当社の業務監査やコンプライアンス体制の改善に際して力を発揮すると判断し選任しております。</p> <p>また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

<p>当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を踏まえたうえで、実質的な観点から当社に影響を及ぼしうるかを検討し、独立役員の資格をみたす社外取締役及び社外監査役を独立役員に指定しております。</p>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の	ストックオプション制度の導入
-----------------------	----------------

実施状況

該当項目に関する補足説明

当社の現在及び将来の役職員並びに業務委託契約を締結している者に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することで、企業全体の価値向上に寄与することを目的として、ストックオプション制度に準じた制度として、「時価発行新株予約権型信託」を設定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役、社外監査役、従業員および業務委託契約を締結している者に対し、当社の企業価値の増大及び業績向上への貢献意欲を高めることを目的として導入しております。当社はストックオプション制度に準じた制度として、「時価発行新株予約権型信託」を設定しており、発行した新株予約権の全てを受託者に信託しております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示はしていません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は、取締役、監査役によって構成される報酬委員会にて決定することとされており、報酬額は報酬委員会で定める「報酬決定基準表」に基づいて、会社の業績、業績への貢献度などが加味され、報酬委員会において協議のうえ決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理本部内法務チームが担い、問い合わせ窓口を明確にして円滑なコミュニケーションを図り、社外取締役及び社外監査役をサポートする体制としております。取締役会への付議事項については早期の通知に努めており、必要に応じて説明をおこなっております。これらにより、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を果たすための環境は整備されていると考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役2名）によって構成されており、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会に加えて、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会の構成員は、機関の長として代表取締役社長の谷郷元昭、その他の構成員は福田一行、須田仁之、和田洋一であり、須田仁之、和田洋一は社外取締役です。

2. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役（社外監査役）1名、非常勤監査役（社外監査役）2名の合計3名で構成されております。各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。各監査役は、毎月1回開催される監査役会にて定められた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査すると共に、会計監査人、内部監査担当者による監査結果についても適時報告を受け、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

監査役会の構成員は、機関の長として常勤監査役の宮島功、その他構成員は小倉親子、新井健一郎であり、宮島功、小倉親子、新井健一郎は社外監査役です。

3. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場による会計監査を受けております。

4. 内部監査室

当社は代表取締役社長直轄の内部監査室として3名を配置しております。内部監査は内部監査計画に則り全部門に対して監査が行われ、監査結果については適時に代表取締役社長に報告しております。また、定期的に監査役会や会計監査人との情報共有も図り、業務の改善に向けた助言、勧告を行っております。

5. 報酬委員会

当社は役員及び執行役員各位の報酬を決定する機関として、取締役会によって選定された取締役に加えて、公平性を追求するための監査役によって構成される報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、原則として毎年1回以上開催されており、役員報酬・執行役員の給与の決定に際して協議を行うことで、透明性と公正性を担保して報酬を決定しております。

報酬委員会の構成員は、機関の長として代表取締役社長の谷郷元昭、その他の構成員は福田一行、須田仁之、和田洋一、宮島功、小倉親子、新井健一郎です。

6. 経営会議

当社は経営に関する重要事項について協議・検討し、円滑に運営を行うために社内取締役及び執行役員によって構成される経営会議を設置しております。経営会議は、原則として毎月1回以上開催されており、取締役から委譲された権限の範囲内で、全社課題の意思決定を行うほか、取締役会に上程される議

案の審議を行っております。

経営会議の構成員は、機関の長として代表取締役社長の谷郷元昭、その他の構成員は福田一行、岸泰弘、加藤卓、金子陽亮です。オブザーバーとして常勤監査役の宮島功、また必要に応じて代表取締役社長によって指名された者により構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えております。そこで、取締役会による監督と、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役及び取締役会を監査することが、業務執行の適正性確保に有効であると判断し、監査役会設置会社の体制を選択しております。

具体的には、監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、取締役 4 名のうち 2 名を社外取締役とすることで、取締役会の監督機能の一層の強化を図っております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の十分な検討期間を確保するため、早期発送に努めると共に、別途当社ホームページでの掲載を想定しています。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に出席頂くため、集中日を避けた日程で開催するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では未定であります。機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では未定であります。機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では未定であります。外国人株式保有比率を考慮しつつ今後対応を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページ上において公表する方針であり	

	ます。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を定期的実施していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後、第2四半期決算及び年度決算後の決算説明会を定期的開催すると共に、機関投資家への訪問による個別ミーティングを計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場後、海外投資家向けの説明会を実施していくことを検討しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	会社情報に関する適時開示資料や適時開示資料と同様の内容のプレスリリース等を、当社ホームページの投資向け IR 情報に関するページに掲載する方針であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室にて IR を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示規程及び適時開示マニュアルにおいて、ステークホルダーに適時・適切且つ公平な情報提供を行うことが定められております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	CSR 活動の一環として医療団体等について寄付活動を行っておりますが、今後とも継続して検討すべき事項として考えております
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を、株主・投資家をはじめとした全てのステークホルダーの皆様に分かりやすく公平かつ適時・適切に提供いたします。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において決定した、「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

1. 内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環

境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査役による取締役の業務執行の監視に加え、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

3. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部を管掌する役員を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス規程を制定及び改定し、潜在的风险の早期発見および不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行う他、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関乃至会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として、監査役会付を置きます。監査役会付は原則1名以上とします。

7. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役会付の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査役

会の事前の同意を得て行います。また、監査役会付の人事考課については監査役の同意を得て行います。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査役会に報告するものとします。

監査役および監査役会は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査役はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとしております。

また、監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理本部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びその特別利害関係者、株主、役員、従業員及び取引先等（以下、本項において総称して「取引先等」といいます）は、反社会的勢力との関係は無いと認識しています。

当社は、一般社団法人日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き（第7版）」（2017年11月）及び法務省が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月 犯罪対策閣僚会議幹事会事前申合わせ）」を基本理念として尊重し、これらに沿って反社会的勢力対応規程、反社会的勢力調査マニュアルを制定し、運用しております。また、2020年7月21日に、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会にも加入し、情報の収集に努めております。

取引先等に対して反社会的勢力チェック（以下、本項において単に「チェック」といいます）を行う際、オープンアソシエイツ株式会社が提供するチェックツール「RoboRobo」を使用し、同社が提供するデータベースを検索する方法を基本としております。検索の結果、住所、年齢、職業等が一致している、

若しくは一致しているとみなされる場合等判断が難しい場合には、証券会社、警察その他専門機関等に照会を依頼することを想定しております。既存の取引先等については、既にチェックを実施しており、継続して取引を行う取引先に関しては、毎年1回再調査を行うことを想定しております。また、新規の取引先等についても、取引前にチェックを実施する体制を構築しております。

なお、当社の用意する業務委託契約、売買契約などの取引に関する契約において、いわゆる暴排条項を設けており、暴排条項に違反した場合の契約解除条件を明確に定めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

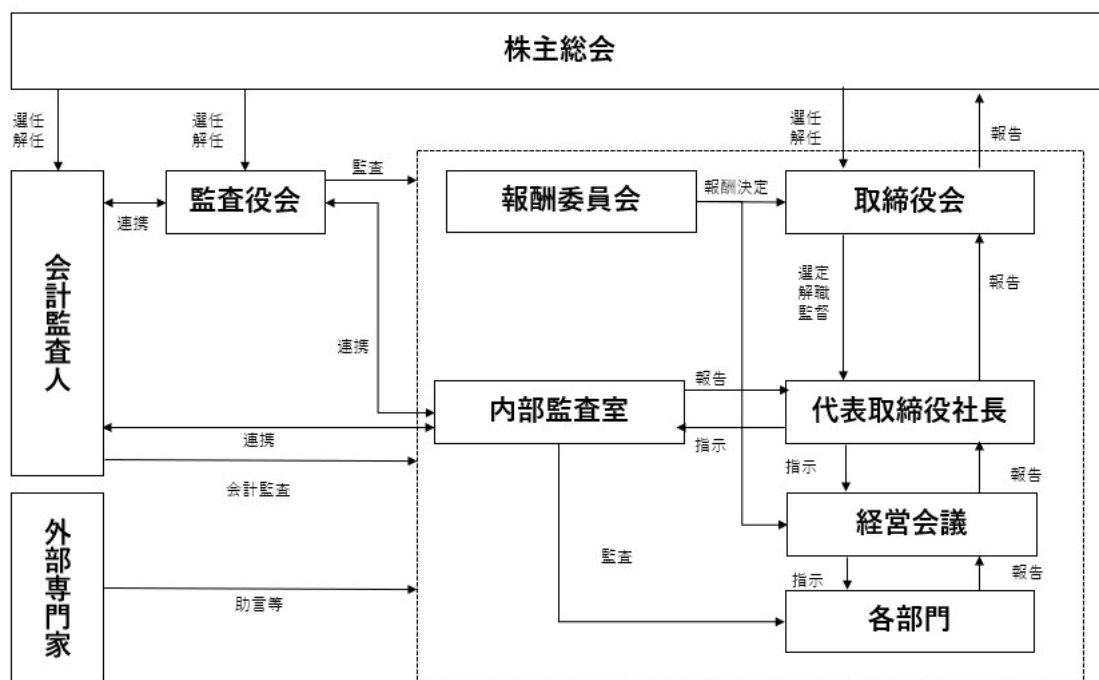
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

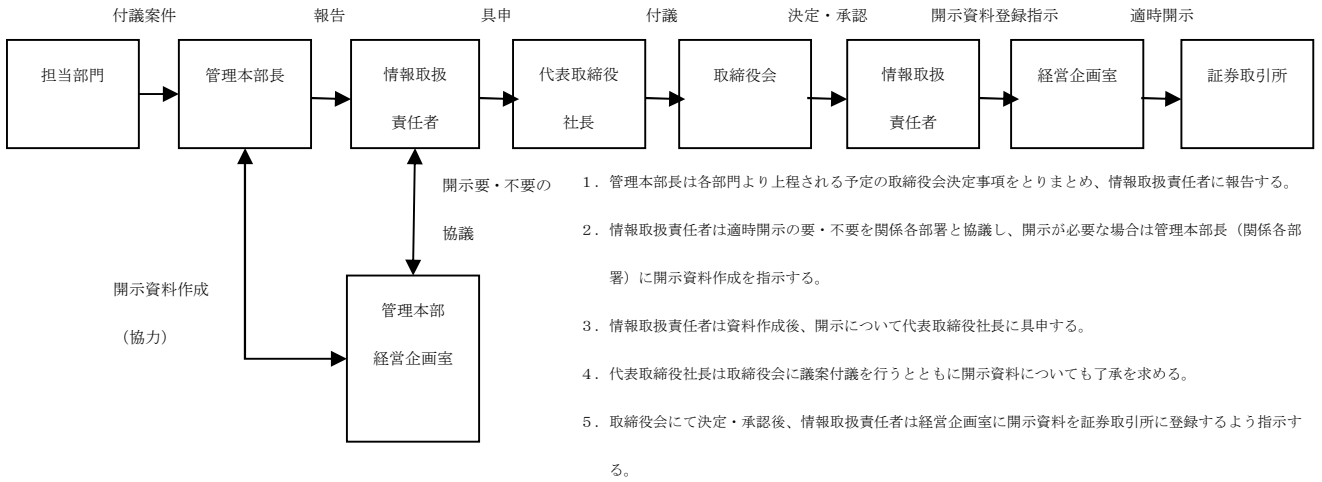
—

【コーポレート・ガバナンス体制】

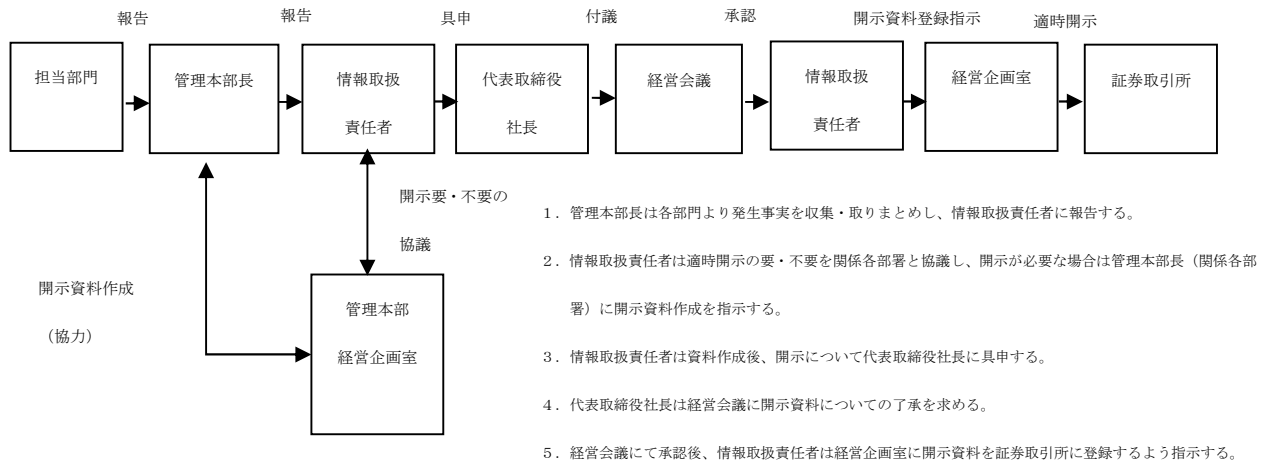


【適時開示体制】

＜適時開示業務フロー図（決定事実）＞



＜適時開示業務フロー図（発生事実）＞



以上